

都区の事務配分に関する検討状況

資料 1

※は、今回整理する項目

1.	「①から⑤までの事務」について	計	<u>191項目</u>
	(1) 検討対象外の手務	※	42項目
	◇都区共通整理「①から⑤までの事務で検討対象外と整理した事務」	1頁	
	(2) 検討済の手務		133項目
	(3) 検討を一時保留している事務（19年度検討分）		7項目
	(4) 未検討の手務		9項目
2.	「⑥の手務」について	計	<u>145項目</u>
	(1) 検討対象外の手務	※	23項目
	◇都側整理「⑥の手務(145項目)の整理について(案)」	5頁	
	◇区側整理「⑥の手務(145項目)の整理について(案)」	15頁	
	(2) 実質的な検討を省略する事務	※	88項目
	◇都側整理「⑥の手務(145項目)の整理について(案)」	6頁	
	◇区側整理「⑥の手務(145項目)の整理について(案)」	18頁	
	(3) 未検討の手務		34項目
3.	「任意共管事務」について（未検討）	計	<u>108項目</u>

①から⑤までの事務で検討対象外と整理した事務

都区共通整理

	検討対象事務名	事業内容 (根拠法令)	備 考(理由等)
1	③ - 8 診療報酬の審査及び支払などに関する事務	疾病の認定、療養の給付、診療報酬の審査・支払に関する事務を行う。 (公害健康被害の補償等に関する法律)	○現在は対象地域に指定されていないため事務が発生せず、旧指定地域の事務は政令に基づき、区が実施している。
2	③ - 10 (事務を特定する政令が定められていない)	(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法)	○事務を特定する政令が定められておらず、対象となる事務がないため。
3	④ - 14 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務(付加基準の条例化)	興行場、旅館及び公衆浴場の営業に際し、公衆衛生上必要な制限を付加する規準を定める。(興行場法、旅館業法、公衆浴場法)	○付加基準の条例化は、都の制定した条例に上乘せする基準を設ける事務であり、都区の役割分担を検討する事務ではない。
4	④ - 24 保全区域内の建築物新築届出受理などに関する事務	近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の行為に係る届出受理等に関する事務を行う。 (首都圏近郊緑地保全法)	○首都圏近郊緑地保全区域が指定されていないため、区部において対象となる事務が発生しない。
5	④ - 39 当せん金付証票発売などに関する事務	当せん金付証票(宝くじ)の発売、発売に関する総務大臣への申請や銀行等への委託、収益金の収納等に関する事務を行う。(当せん金付証票法)	○都に加え、区が宝くじの発行主体になるのかという検討であり、都区の役割分担を検討する事務ではない。
6	④ - 45 議会の同意による公安委員会委員推薦などに関する事務	議会の同意を得て、都道府県公安委員会の委員の推薦を行う。(警察法)	○公安委員会の委員の推薦は、都区の役割分担を検討する事務ではない。
7	④ - 48 路外駐車場管理者からの報告などに関する事務	路外駐車場の設置に係る届出の受理、路外駐車場管理者からの報告徴収等に関する事務を行う。(駐車場法)	○対象の事務はすべて事務処理特例条例により区へ移譲済みである。
8	④ - 58 従たる事務所の設置などに関する事務	地方公務員に対する災害補償の実施及び災害を受けた職員の社会復帰の促進等に関する事務を行う。(地方公務員災害補償法)	○地方公務員災害補償基金の事務であり、都区の役割分担を検討する事務ではない。
9	④ - 60 地方障害者施策推進協議会設置などに関する事務	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する地方障害者施策推進協議会の設置等に関する事務を行う。(障害者基本法)	○14区で設置済みであり、他の区でも条例や要綱等により設置が可能であることから、都区の役割分担を検討する事務ではない。
10	④ - 61 都道府県交通安全対策会議参加などに関する事務	都道府県交通安全対策会議の委員となり、又は委員となるべき職員を指名する。(交通安全対策基本法)	○交通安全対策会議の委員の指名は、都区の役割分担を検討する事務ではない。

	検討対象事務名		事業内容 (根拠法令)	備 考(理由等)
11	④ - 70	国土交通大臣の宅地開発事業計画認定に係る意見聴取に応じることなどに関する事務	宅地開発事業計画認定に係る国土交通大臣への意見陳述等の事務を行う。(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法)	○計画申請は平成18年3月31日までとなっており、今後、対象となる事務は生じない。
12	④ - 71	市街化調整区域内における認定市民農園建築物新築等の許可などに関する事務	市街化調整区域内の認定市民農園建築物の新築等の許可等の事務を行う。(市民農園整備促進法)	○対象の事務はすべて事務処理特例条例により区へ移譲済みである。
13	④ - 73	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の開発行為協議などに関する事務	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が開発行為等を行う場合に協議を行う。(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令)	○対象の事務はすべて事務処理特例条例により区へ移譲済みである。
14	④ - 80	供給計画の(変更の)認定及び通知などに関する事務	高齢者向け優良賃貸住宅の供給・管理の適正を確保するため、供給計画の認定等に関する事務を行う。(高齢者の居住の安定確保に関する法律)	○「④-37高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務」と内容が重複しているため省略。
15	④ - 85	監視区域の指定などに関する事務	国土利用計画法第27条の6第1項の適用による監視区域の指定等に関する事務を行う。(多極分散型国土形成促進法)	○振興拠点地域の要件に該当しないため、区部において対象となる事務が発生しない。
16	④ - 91	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可などに関する事務	拠点整備促進区域内における土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築に係る許可等に関する事務を行う。(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律)	○地方拠点都市地域の要件に該当しないため、区部において対象となる事務が発生しない。
17	⑤ - 4	施行者に対する地区編入承認などに関する事務	公共施設等の整備改善及び宅地の利用増進を図るための土地区画整理事業を(独)都市再生機構等が施行する場合の事務を行う。(土地区画整理法)	○「④-18組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務」と内容が重複しているため省略。
18	⑤ - 8	河川工事の施工などに関する事務	一級河川(指定区間内)・二級河川の管理に係る事務の一部を行う。(河川法)	○「④-84一級河川の管理などに関する事務」と内容が重複しているため省略。
19	⑤ - 9	水道施設の改善の指示などに関する事務	水道事業者(給水人口5万人以下)・水道用水供給事業者(1日の最大給水量25,000㎥以下)からの報告徴収、立入検査等に関する事務を行う。(水道法)	○検討の対象となる給水人口5万人以下の給水区域は、現行の特別区域内に存在しない。
20	⑤ - 11	土地の試掘の許可などに関する事務	住宅街区整備事業の施行地区内における施行の障害となる建築行為等の許可等に関する事務を行う。(大都市地域における住宅及び住宅地の供給促進に関する特別措置法)	○「④-30住宅街区整備事業の認可などに関する事務」と内容が重複しているため省略。
21	⑤ - 13	優良宅地の認定などに関する事務	優良な宅地等の供給に資する土地の譲渡に係る認定・証明事務等に関する事務を行う。(租税特別措置法)	○対象の事務はすべて事務処理特例条例により区へ移譲済みである。

	検討対象事務名		事業内容 (根拠法令)	備 考(理由等)
22	⑤ - 16	特定商工業者の該当基準引上げの許可などに関する事務	特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工会議所に対する報告徴収等の事務を行う。(商工会議所法)	○区部全域が商工会議所の地区とされており、各区での事務処理が見込まれない。
23	⑤ - 17	商工会の設立の認可などに関する事務	商工会の設立の認可、商工会に対する報告徴収等の事務を行う。(商工会法)	○区部に商工会がない(また、商工会の地区は商工会議所の地区と重複できない)ため、対象となる事務が発生しない。
24	⑤ - 18	基盤施設計画の認定などに関する事務	商工会・商工会連合会・商工会議所が策定した基盤施設計画・連携計画の認定等の事務を行う。(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)	○区部全域が商工会議所の地区とされており、各区での事務処理が見込まれない。
25	⑤ - 21	農地の転用の許可などに関する事務	農地の転用の許可、農地又は採草放牧地の権利移動の許可等に関する事務を行う。(農地法)	○区農業委員会への届出になっており、事務の実績はない。
26	⑤ - 22	土地改良事業の変更等に係る認可などに関する事務	土地改良事業計画の変更等に係る認可に関する事務を行う。(土地改良法)	○区部において対象となる事務は見込まれない。
27	⑤ - 25	権利の交換分合の認可に関する事務	農住組合が作成する交換分合計画に対する認可に関する事務を行う。(農住組合法)	○「④-31農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務」と内容が重複しているため省略。
28	⑤ - 27	信託事業の承認などに関する事務	森林組合が作成する信託規程等の承認等に関する事務を行う。(森林組合法)	○区部に森林組合がないため、対象となる事務が発生しない。
29	⑤ - 28	地域森林計画対象民有林の開発行為の許可などに関する事務	地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可等に関する事務を行う。(森林法)	○区部に指定林が指定されていないため、対象となる事務が発生しない。
30	⑤ - 29	分収林契約締結のあつせんなどに関する事務	申し出に基づく分収林契約締結のあつせん等に関する事務を行う。(分収林特別措置法)	○区部においてこれまで事務の実績はない。
31	⑤ - 30	林業経営改善計画の認定などに関する事務	林業を営む者等が作成する林業経営改善計画等の認定等に関する事務を行う。(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法)	○区部においてこれまで事務の実績はない。

	検討対象事務名		事業内容 (根拠法令)	備 考(理由等)
32	⑤ - 36	農用地区域内の開発行為の許可などに関する事務	農用地区域内における開発行為の制限、監督処分等に関する事務を行う。(農業振興地域の整備に関する法律)	○区部は農業振興地域の要件に該当しないため、対象となる事務が発生しない。
33	⑤ - 37	果樹園経営計画の認定に関する事務	果樹農業振興計画に係る区域内における生産者が作成した果樹園経営計画の認定に関する事務を行う。(果樹農業振興特別措置法)	○区部においてこれまで事務の実績はない。
34	⑤ - 41	生産出荷近代化計画の提出及び公表などに関する事務	生産出荷近代化計画の作成及び提出、公表等に関する事務を行う。(野菜生産出荷安定法)	○区部は野菜指定産地に指定されていないため、対象となる事務が発生しない。
35	⑤ - 47	電気用品の提出命令などに関する事務	電気用品販売業者への立入検査、電気用品の提出命令等に関する事務を行う。(電気用品安全法)	○対象の事務はすべて事務処理特例条例により区へ移譲済みである。
36	⑤ - 51	特定物資の売渡しに関する指示などに関する事務	特定物資の価格動向及び需給の状況に関する調査、特定物資の売渡しに関する指示等に関する事務を行う。(生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律)	○「④-86特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに関する事務」と内容が重複しているため省略。
37	⑤ - 56	特別地域内での工作物の新築などの許可などに関する事務	特別地域内における工作物の新築、改築、又は増築などの行為に係る許可等に関する事務を行う。(自然公園法)	○区部に国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園が指定されていないため、対象となる事務が発生しない。
38	⑤ - 57	採取計画の認可などに関する事務	採取計画の認可と災害防止、指導等に関する事務を行う。(砂利採取法)	○区部に砂利採取場がないため、対象となる事務が発生しない。
39	⑤ - 58	採取計画の認可などに関する事務	採取計画の認可と災害防止、指導等に関する事務を行う。(採石法)	○区部に岩石採取場がないため、対象となる事務が発生しない。
40	⑤ - 66	業務の停止などに関する事務	法律改正以前から業務を行っているいわゆる「みなし免許者」に対する業務停止命令等に関する事務を行う。(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律)	○これまで都の実績がなく、今後も事務の発生が見込めない。
41	⑤ - 71	児童手当受給資格認定などに関する事務	小学校修了前の児童を養育する父母等に対する手当の支給等に関する事務を行う。(児童手当法)	○法の規定は区市町村事務であり、読み替え規定の都道府県事務については都区の役割分担を検討する事務ではない。
42	⑤ - 75	更生医療の給付などに関する事務	更生医療給付及び補装具の支給及び修理に関する事務を行う。(戦傷病者特別援護法)	○対象の事務はすべて事務処理特例条例により区へ移譲済みである。

⑥の事務(145項目)の整理について(案)

(1)検討対象外の事務

事務名			根拠法令
⑥	3	土砂災害防止のための工事、指定地等の管理などに関する事務	砂防法
⑥	4	海岸保全計画の策定などに関する事務	海岸法
⑥	5	国の都市公園の設置及び管理に要する費用の負担などに関する事務	都市公園法
⑥	6	港務局の設立の認可などに関する事務	港湾法
⑥	10	都道府県等が実施する土地区画整理事業に係る事務	土地区画整理法
⑥	15	宅地造成に関する工事の許可などに関する事務	宅地造成等規制法
⑥	37	国定公園に関する公園事業の執行などに関する事務	自然公園法
⑥	45	電気用品販売業者の立入検査などに関する事務	電気用品安全法
⑥	50	身体障害者更生相談所の設置などに関する事務	身体障害者福祉法
⑥	51	知的障害者更生相談所の設置などに関する事務	知的障害者福祉法
⑥	55	不妊手術又は人工妊娠中絶の結果の届出の受理などに関する事務	母体保護法
⑥	66	人材確保支援計画の策定などに関する事務	地域保健法
⑥	73	水道事業認可(給水人口が五万人を超えるものを除く)などに関する事務	水道法
⑥	76	狂犬病発生時の厚生労働大臣への報告及び隣接都道府県知事への通報などに関する事務	狂犬病予防法
⑥	91	決算関係書類の提出受領などに関する事務	商工会法

事務名			根拠法令
⑥	92	収支決算、事業の状況等の報告徴取などに関する事務	商工会議所法
⑥	93	採石業者の登録などに関する事務	採石法
⑥	94	砂利採取業者の登録などに関する事務	砂利採取法
⑥	99	農業振興地域整備基本方針の作成などに関する事務	農業振興地域の整備に関する法律
⑥	106	地域森林計画の策定などに関する事務	森林法
⑥	107	都道府県連合会の監査規程の承認などに関する事務	森林組合法
⑥	122	区市町村立公民館の職員研修などに関する事務	社会教育法
⑥	144	都道府県税の賦課徴収などに関する事務	地方税法

(2)実質的な検討を省略する事務

ア 方向性を都とする事務

事務名			根拠法令
⑥	1	市街化区域と市街化調整区域の設定などに関する事務	都市計画法
⑥	2	一級河川(指定区間)、二級河川の管理などに関する事務	河川法
⑥	7	公有水面埋立の許可などに関する事務	公有水面埋立法
⑥	8	市町村公共下水道事業計画の承認などに関する事務	下水道法
⑥	9	区市町村施行の市街地再開発事業の認可などに関する事務	都市再開発法
⑥	13	二級建築士・木造建築士の試験などに関する事務	建築士法
⑥	14	市町村に対する準景観地区の指定の同意などに関する事務	景観法

事務名			根拠法令
⑥	18	事業主体に対する指導監督などに関する事務	公営住宅法
⑥	19	宅地建物取引主任者の試験などに関する事務	宅地建物取引業法
⑥	22	都道府県国土利用計画の策定などに関する事務	国土利用計画法
⑥	23	土地開発公社の定款の認可などに関する事務	公有地の拡大の推進に関する法律
⑥	24	公害防止計画の作成などに関する事務	環境基本法
⑥	25	公害審査会の設置などに関する事務	公害紛争処理法
⑥	26	窒素酸化物総量削減計画の策定などに関する事務	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
⑥	27	上乗せ基準の設定などに関する事務	大気汚染防止法
⑥	28	上乗せ基準の設定などに関する事務	水質汚濁防止法
⑥	29	温泉の掘削、動力装置の許可などに関する事務	温泉法
⑥	30	上乗せ基準の設定などに関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法
⑥	35	浄化槽検査機関の指定などに関する事務	浄化槽法
⑥	36	都道府県自然環境保全審議会の設置などに関する事務	自然環境保全法
⑥	38	鳥獣保護事業計画の策定などに関する事務	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
⑥	39	製造保安責任者試験等の実施などに関する事務	高圧ガス保安法
⑥	40	液化石油ガス設備士試験の実施などに関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
⑥	41	火薬類取扱保安責任者に係る試験などに関する事務	火薬類取締法
⑥	42	猟銃製造業者等の許可などに関する事務	武器等製造法

事務名			根拠法令
⑥	43	電気工事士免状の交付などに関する事務	電気工事士法
⑥	46	都道府県老人福祉計画の策定などに関する事務	老人福祉法
⑥	47	介護保険審査会の設置などに関する事務	介護保険法
⑥	48	都道府県医療費適正化計画の策定などに関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律
⑥	49	市町村が設置する障害者支援施設に対する監督などに関する事務	障害者自立支援法
⑥	52	精神科病院の設置などに関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
⑥	53	保育士試験の実施などに関する事務	児童福祉法
⑥	54	婦人相談所の設置などに関する事務	売春防止法
⑥	56	児童手当に要する費用の負担などに関する事務	児童手当法
⑥	57	児童扶養手当に要する費用の負担などに関する事務	児童扶養手当法
⑥	60	市町村が行う同法の施行に関する事務についての監査などに関する事務	生活保護法
⑥	61	国民健康保険の保険者に対する指導などに関する事務	国民健康保険法
⑥	62	都道府県福祉人材センターの指定などに関する事務	社会福祉法
⑥	63	被爆者健康手帳の交付などに関する事務	原子爆弾被爆者に関する援護に関する法律
⑥	64	恩給調査進達などに関する事務	恩給法
⑥	65	遺族年金等調査進達などに関する事務	戦傷病者戦没者遺族等援護法
⑥	67	都道府県健康増進計画の策定などに関する事務	健康増進法
⑥	68	栄養士の免許交付などに関する事務	栄養士法

事務名			根拠法令
⑥	69	予防接種の実施の指示などに関する事務	予防接種法
⑥	74	調理師試験の実施などに関する事務	調理師法
⑥	75	製菓衛生師試験の実施などに関する事務	製菓衛生師法
⑥	77	動物愛護管理推進計画の策定などに関する事務	動物愛護及び管理に関する法律
⑥	78	医療計画策定などに関する事務	医療法
⑥	79	准看護師試験の実施などに関する事務	保健師助産師看護師法
⑥	80	歯科衛生士届出の受理などに関する事務	歯科衛生士法
⑥	81	歯科技工士届出の受理などに関する事務	歯科技工士法
⑥	83	薬剤師届出の受理などに関する事務	薬剤師法
⑥	84	毒物又は劇物の販売業の登録などに関する事務	毒物及び劇物取締法
⑥	85	麻薬卸売業者などの免許交付などに関する事務	麻薬及び向精神薬取締法
⑥	86	大麻取扱者の免許交付などに関する事務	大麻取扱法
⑥	87	覚せい剤施用機関の指定などに関する事務	覚せい剤取締法
⑥	88	定期健康診断等の実施の指示などに関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
⑥	90	認可取消に係る清算人の選任などに関する事務	中小企業等協同組合法
⑥	100	普及指導センターの設置などに関する事務	農業改良助長法
⑥	101	土地改良区の設立の認可などに関する事務	土地改良法
⑥	102	買収令書の交付及び縦覧などに関する事務	農地法

事務名			根拠法令
⑥	103	組合の信用事業規程の承認などに関する事務	農業協同組合法
⑥	104	家畜商の免許などに関する事務	家畜商法
⑥	105	家畜保健衛生所の設置などに関する事務	家畜保健衛生所法
⑥	108	保護水面の指定などに関する事務	水産資源保護法
⑥	109	漁船の登録などに関する事務	漁船法
⑥	110	職業転換給付金の支給などに関する事務	雇用対策法
⑥	112	都道府県職業能力開発計画の策定などに関する事務	職業能力開発促進法
⑥	113	都道府県卸売市場整備計画の策定などに関する事務	卸売市場法
⑥	114	教育委員会の設置に関する事務	地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
⑥	118	学校給食の開設等の届出受理などに関する事務	学校給食法
⑥	119	教員免許状の授与などに関する事務	教職員免許法
⑥	120	私立学校審議会の設置などに関する事務	私立学校法
⑥	121	学校法人からの報告徴収などに関する事務	私立学校振興助成法
⑥	123	地域生涯学習振興基本構想の作成などに関する事務	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
⑥	124	国民体育大会の共同開催などに関する事務	スポーツ振興法
⑥	130	不適正表示の申出の受理などに関する事務	家庭用品品質表示法
⑥	134	特定非営利活動法人の認証などに関する事務(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものに限る。)	特定非営利活動促進法
⑥	136	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定などに関する事務	配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律

事務名			根拠法令
⑥	138	行政書士試験の実施などに関する事務	行政書士法
⑥	139	警察事務などに関する事務	警察法
⑥	140	公安委員会の設置に関する事務	警察法
⑥	141	都道府県地域防災計画の作成などに関する事務	災害対策基本法
⑥	142	災害救助の実施などに関する事務	災害救助法
⑥	143	自衛隊派遣要請などに関する事務	自衛隊法
⑥	145	統計調査員の設置などに関する事務	統計法

イ 方向性を区とする事務

事務名			根拠法令
⑥	116	県費負担教職員の定数の設定などに関する事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
⑥	117	県費負担教職員の給与の負担などに関する事務	市町村立学校職員給与負担法

(3)未検討の事務

事務名			根拠法令
⑥	11	建築審査会の設置などに関する事務	建築基準法
⑥	12	建設業の許可等などに関する事務	建設業法
⑥	16	土砂災害警戒区域の指定などに関する事務	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
⑥	17	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務	高齢者の居住の安定確保に関する法律
⑥	20	不動産鑑定業者の登録などに関する事務	不動産の鑑定評価に関する法律

事務名			根拠法令
⑥	21	不動産特定共同事業の許可等に関する事務	不動産特定共同事業法
⑥	31	廃棄物再生事業者の登録などに関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する事務
⑥	32	解体工事業者の登録などに関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
⑥	33	引取業者の登録などに関する事務	使用済自動車の再資源化等に関する法律
⑥	34	第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
⑥	44	電気工事業者の登録などに関する事務	電気工事業の業務の適正化に関する法律
⑥	58	受給資格及び手当の額の認定などに関する事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
⑥	59	教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
⑥	70	クリーニング師免許試験の実施などに関する事務	クリーニング業法
⑥	71	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務	理容師法
⑥	72	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務	美容師法
⑥	82	地方薬事審議会の設置などに関する事務	薬事法
⑥	89	組織変更の届出の受理などに関する事務	中小企業団体の組織に関する法律
⑥	95	貸金業の登録などに関する事務	貸金業法
⑥	96	旅行業の登録などに関する事務	旅行業法
⑥	97	通訳案内士の登録などに関する事務	通訳案内士法
⑥	98	国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務	国際観光ホテル整備法
⑥	111	障害者雇用支援センターの指定などに関する事務	障害者の雇用の促進等に関する法律

事務名			根拠法令
⑥	115	学校の設置の届出受理などに関する事務	学校教育法
⑥	125	重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務	文化財保護法
⑥	126	銃砲刀剣類の登録などに関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法
⑥	127	割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務	割賦販売法
⑥	128	訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務	特定商取引に関する法律
⑥	129	消費生活協同組合の設立認可などに関する事務	消費生活協同組合法
⑥	131	公正取引委員会への措置要求などに関する事務	不当景品類及び不当表示防止法
⑥	132	宗教法人の認証などに関する事務	宗教法人法
⑥	133	公益法人の設立許可などに関する事務	民法
⑥	135	旅券の作成などに関する事務	旅券法
⑥	137	計量器の検定などに関する事務	計量法

⑥の事務（145項目）の整理について（案）

1. 検討対象外の事務					
ア	区で発生しない(又は事例のない)事務	10 項目	才	自治体間の連絡調整に関する事務	3 項目
イ	他県に跨る事務	2 項目	力	既に区で実施している(又は実施できる)事務	3 項目
ウ	市町村部の事務	2 項目	キ	他の検討項目と重複している事務	2 項目
エ	都全体の組織運営等に関する事務	1 項目	合 計		23 項目

2. 実質的な検討を省略する事務					
A	区ではほとんど発生しない事務	7 項目	E	都の必置機関の開設や運営に関する事務	9 項目
B	区部を越えて市町村部に跨る事務	4 項目	F	国への経由事務	7 項目
C	都内全域に渡る計画の策定等に関する事務	21 項目	G	既に検討した事務の結果に連動して整理される事務	10 項目
D	都の関与に関する事務	30 項目	合 計		88項目

1. 検討対象外の事務	→	23 項目
2. 実質的な検討を省略する事務	→	88 項目
計		111 項目
3. 未検討の事務（145-111）	→	34 項目

1. 検討対象外の事務

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の性質	第1次 勧告	関 連 ※ ⑤	対象外	備 考(理由等)
					1		23	
ア 区で発生しない(又は事例のない)事務								10項目
1	⑥ - 3	土砂災害防止のための工事、指定地等の管理などに関する事務	砂防工事は原則として都道府県知事が行う。(砂防法)	事業施行	—	—	ア	○区部では砂防工事がいないため、対象となる事務は発生しない。
2	⑥ - 37	国定公園に関する公園事業の執行などに関する事務	国定公園の保護又は利用のための施設に関する事業を行う。(自然公園法)	施設管理	—	⑤	ア	○区部に国定公園は設置されていないため、対象となる事務は発生しない。
3	⑥ - 73	水道事業認可(給水人口が5万人を超えるものを除く)などに関する事務	飲料水の安全を確保するため、水道事業(6事業)、簡易水道事業(15事業)の認可を行うこと。(水道法) (いずれも多摩地区。23区は東京都水道局で厚生労働大臣の認可)	経営の認可等	—	①	ア	○区部に給水人口5万人以下の給水区域がないため、対象となる事務が発生しない。
4	⑥ - 91	決算関係書類の提出受領などに関する事務	商工会の決算関係書類を確認の上受領する。(商工会法)	受領	—	⑤	ア	○区部に商工会はないため、対象となる事務は発生しない。 また、商工会の地区は、商工会議所の地区と重複できない。
5	⑥ - 92	収支決算、事業の状況等の報告徴収などに関する事務	商工会議所の収支決算、事業の状況等の書類を確認の上受領する。(商工会議所法)	受領	—	⑤	ア	○法により区部全域が一つの商工会議所の地区とされており、各区での事務処理は発生しない。
6	⑥ - 93	採石業者の登録などに関する事務	採石業者の登録、採取計画の認可、指導等の事務を行う。(採石法)	認可	—	⑤	ア	○区部に岩石採取場がないため、対象となる事務は発生しない。
7	⑥ - 94	砂利採取業者の登録などに関する事務	砂利採取業者の登録、採取計画の認可、指導等の事務を行う。(砂利採取法)	認可	—	⑤	ア	○区部に砂利採取場がないため、対象となる事務は発生しない。
8	⑥ - 99	農業振興地域整備基本方針の作成などに関する事務	農業振興地域整備基本方針の作成、国への協議などに関する事務を行う。(農業振興地域の整備に関する法律)	計画策定	—	⑤	ア	○区部は農業振興地域の要件に該当しないため、対象となる事務は発生しない。
9	⑥ - 106	地域森林計画の策定などに関する事務	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図るため地域森林計画の策定等に関する事務を行う。(森林法)	計画策定	—	⑤	ア	○区部に指定林が指定されていないため、対象となる事務が発生しない。
10	⑥ - 107	都道府県連合会の監査規程の承認	森林組合連合会の業務又は会計の状況の検査などに関する事務を行う。(森林組合法)	検査	—	⑤	ア	○区部に森林組合が存在しないため、対象となる事務は発生しない。

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の性質	第1次 勧告	① 関 連 ※ ⑤	対象外	備 考(理由等)
イ 他県に跨る事務					2項目			
1	⑥ - 4	海岸保全計画の策定などに関する事務	都道府県知事は「海岸保全基本計画」を定め、主務大臣に報告する。(海岸法)	計画策定	—	—	イ	○東京湾の計画策定範囲は「海岸保全基本方針」により千葉県洲崎から神奈川県鰺崎(つるぎさき)までであり、一都二県が共同で定める事務である。
2	⑥ - 5	国の都市公園の設置及び管理に要する費用の負担などに関する事務	都府県の区域を越える公園及び緑地の整備事業に係る負担金の納付を行う。(都市公園法)	費用負担	—	—	イ	○都府県の区域を越えるような広域の見地から国が設置する都市計画施設である公園又は緑地の設置及び管理に要する費用の一部を負担する事務である。
ウ 市町村部の事務					2項目			
1	⑥ - 6	港務局の設立の認可などに関する事務	都道府県知事は、港湾を管理運営する港務局を設立における認可を行う。(港湾法)	認可	—	—	ウ	○島しょのみを対象とした事務である。 なお、東京港は重要港湾であるため、当該港務局の認可は国土交通大臣が行うこととなる。
2	⑥ - 66	人材確保支援計画の策定などに関する事務	町村の申出に基づき、地域保健対策を円滑に実施するための人材確保または資質向上の支援に関する計画を定めることができる。(地域保健法)	計画策定	—	—	ウ	○町村のみを対象とした事務である。 なお、都において町村からの申出はなく、計画策定を行っていない。
エ 都全体の組織運営等に関する事務					1項目			
1	⑥ - 144	都道府県税の賦課徴収などに関する事務	都道府県税の賦課徴収等に関する事務を行う。(地方税法)	賦課徴収等	—	①	エ	○都道府県税の賦課徴収等に関する事務であり、権限の移譲に馴染まない。
オ 自治体間の連絡調整に関する事務					3項目			
1	⑥ - 50	身体障害者更生相談所の設置などに関する事務	市町村の更生援護の実施に関して、市町村相互間の連絡調整や必要な援助等を行うこと。(身体障害者福祉法)	連絡調整等	—	④	オ	○市町村相互間の連絡調整に関する事務のため、対象外の事務である。
2	⑥ - 51	知的障害者更生相談所の設置などに関する事務	市町村の更生援護の実施に関して、市町村相互間の連絡調整や必要な援助等を行うこと。(知的障害者福祉法)	連絡調整等	—	④	オ	○市町村相互間の連絡調整に関する事務のため、対象外の事務である。
3	⑥ - 76	狂犬病発生時の厚生労働大臣への報告及び隣接都道府県知事への通報などに関する事務	狂犬病発生時に、狂犬病のまん延防止を図るため、都道府県知事は、保健所長からの報告を受け、厚生労働大臣へ報告し、かつ隣接都道府県知事へ通報を行うこと。(狂犬病予防法)	連絡調整等	—	②	オ	○国・他府県との連絡調整に関する事務のため、対象外の事務である。

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の性質	第1次 勧告	関 連 ※ ⑤	① 連 ※ ⑤	対象外	備 考(理由等)
カ 既に区で実施している(又は実施できる)事務					3項目				
1	⑥ - 45	電気用品販売業者の立入検査などに関する事務	電気用品販売事業者に対する立入検査などの事務を行う。(電気用品安全法)	立入検査	—	⑤	力		○事務処理特例により区が実施している。
2	⑥ - 55	不妊手術又は人工妊娠中絶の結果の届出の受理などに関する事務	不妊手術又は人工妊娠中絶を行った医師に義務付けられている都道府県知事に対する届出を受理する。(母体保護法)	受理事務	—	⑤	力		○医師からの届出は保健所長を経由することとされ、第2号法定受託事務として区が実施している。
3	⑥ - 122	区市町村立公民館の職員研修などに関する事務	公民館職員の研修、法人の設置する公民館の事業停止命令等に関する事務を行う。(社会教育法)	研修実施 業務停止命令	—	—	力 ア		○公民館の職員研修は、任命権者(区教委)も行うことができる。 なお、法人の設置する公民館は存在しない。
キ 他の検討項目と重複している事務					2項目				
1	⑥ - 10	都道府県等が実施する土地区画整理事業に係る事務	都道府県が土地区画整理事業を施行することができる。(土地区画整理法)	事業施行	—	④ ⑤	キ		○任意共管事務「C15都市改造に関する事務」と検討内容が重複している。
2	⑥ - 15	宅地造成に関する工事の許可などに関する事務	宅地造成工事規制区域内での工事についての許可の事務を行う。(宅地造成等規制法)	許可	●	④	キ		○「④-50 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務」と検討内容が重複している。

2. 実質的な検討を省略する事務

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							① 連 ※⑤	省略	備考(理由等)	方向 性	
						広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段					
					6									88			
A 区ではほとんど発生しない事務																7項目	
1	⑥ - 7	公有水面埋立の許可などに関する事務	埋立をしようとする者は、都道府県知事(港湾区域においては港湾管理者)の免許を受けなければならない。(公有水面埋立法)	免許交付	—	●								—	A	○実質的に、東京湾の埋立に関する事務しか発生しないため、広域的見地から判断する必要がある。 ○第1号法定受託事務である。	都
2	⑥ - 63	被爆者健康手帳の交付などに関する事務	被爆事実を証明できる書類、申請者本人、証明者からの事情聴取や関係資料を基に事実確認し、被爆者健康手帳の交付等を行う。(原子爆弾被爆者に関する援護に関する法律)	被爆者手帳交付	—		●	●						⑤	A	○被爆者健康手帳の新規交付に関する事務であり、ほとんど発生が見込まれない事務である。 ○第1号法定受託事務である。	都
3	⑥ - 101	土地改良区の設立の認可などに関する事務	土地改良区の設立、合併、解散に係る認可などに関する事務を行う。(土地改良法)	認可	—		●							⑤	A	○農業生産性の向上を目的とする農地造成等に係る事務であり、区部においてほとんど発生が見込まれない事務である。	都
4	⑥ - 102	買収令書の交付及び縦覧などに関する事務	買収令書の作成、交付、農業委員会への謄本送付などに関する事務を行う。(農地法)	交付	—		●							⑤	A	○国が農地等を買収する場合に買収令書を作成する事務等であり、区部においてほとんど発生が見込まれない事務である。	都
5	⑥ - 104	家畜商の免許などに関する事務	業務の健全な運営を図るため家畜商の免許の交付等に関する事務を行う。(家畜商法)	免許交付 名簿管理等	—	●	●							—	A	○家畜商の免許交付の事務であり、区部においては発生が見込まれない事務である。 ○現在都においては講習会を開催していない。	都
6	⑥ - 108	保護水面の指定などに関する事務	水産資源の保護培養を図るため保護水面の指定や管理、管理計画の策定等に関する事務を行う。(水産資源保護法)	指定・ 命令等	—		●							—	A	○特別区の区域では保護水面は1箇所(多摩川の一部：大田区)であり、区部ではほとんど発生が見込まれない事務である。 ○保護水面の指定に当たっては、農林水産省や海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会との協議等が必要である。	都
7	⑥ - 109	漁船の登録などに関する事務	漁船の性能向上を図るため漁船の建造、改造の許可や漁船の登録、検認等に関する事務を行う。(漁船法)	登録・ 監督等	—		●							—	A	○漁船の建造に当たっては、主たる根拠地(漁船の操業又は運航の本拠となる一つの地)を管轄する都道府県の許可が必要だが、19年度の許可件数はなく、区部ではほとんど発生が見込まれない事務である。	都
B 区部を越えて市町村部に跨る事務																4項目	
1	⑥ - 62	都道府県福祉人材センターの指定などに関する事務	社会福祉事業の従事者確保を目的に設立された社会福祉法人を、都道府県ごとに1ヶ所に限り福祉人材センターとして指定・監督等を行う。また、都道府県地域福祉支援計画(任意)を策定する。(社会福祉法)	指定・ 監督 計画策定 (任意)	—	●						●		④	B C	○都内全域から一事業者を指定する事務であり、広域的な対応が必要である。(東京都社会福祉協議会が指定されている) ○都内全域を対象とする事業計画策定等の事務であり、広域的な対応が必要である。	都

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							関連 ※⑤	省略	備 考(理由等)	方向 性
						広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段				
2	⑥ - 90	認可取消に係る清算人の選任などに関する事務	火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会等の認可など 組合が解散したときの清算人の選任など 都道府県中央会に関する事務 (中小企業等協同組合法)	許可、 監督等	—	●						●	⑤	B	○「⑤-14組合の設立の認可などに関する事務」を検討した際に、「協同組合等の地区が各区の区域を超えないものについて、特別区が担う方向で検討すべきである。」と評価した。関連する火災共済協同組合、信用協同組合等は、各区の区域で完結するものではない。	都
3	⑥ - 119	教員免許状の授与などに関する事務	教育職員免許状の授与、検定、書換え又は再交付及び授与証明書等に関する事務を行う。(教育職員免許法)	授与 検定	—	●							—	B D	○特別免許状、臨時免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有するため、都全域の視点での対応が必要である。 ○国家資格に関する事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。	都
4	⑥ - 124	国民体育大会の共同開催などに関する事務	国民の心身の健全な発達を図るため国民体育大会等に関する事務を行う。(スポーツ振興法)	式典開催	—	●								B	○都道府県は財団法人日本体育協会及び国と共同して国民体育大会を開催するが、各種競技の競技会場は区部を越えて確保する必要があるため、広域的な対応が必要である。 ○平成25年に東京国体が開催予定であり、島しょを含む都内全域で競技が行われる。	都

C 都内全域に渡る計画の策定等に関する事務

21項目

1	⑥ - 8	市町村公共下水道事業計画の承認などに関する事務	流域別下水道整備総合計画の策定 公共下水道管理者(二以上の市町村を跨ぐ公共下水道)としての事務 流域下水道管理者としての事務 政令で定める都道府県の許可、指示など (下水道法)	許可、 監督等 計画策定 施設管理者	—	●						●	①	C B	○都内全域を対象とする流域別下水道整備総合計画策定の事務であり、広域的な対応が必要である。 ○現行法の下では、流域下水道に関する都道府県としての事務は市町村部のみが対象となる。 ○なお、結論を保留し、検討を先送りしている「①-3公共下水道の設置・管理に関する事務」の検討時に関連課題を含めて整理する必要がある。	都
2	⑥ - 22	都道府県国土利用計画の策定などに関する事務	都道府県国土利用計画の策定、変更などの事務を行う。(国土利用計画法)	計画策定	—	●						●	④	C	○都内全域を対象とする国土利用計画の策定等の事務であり、広域的な対応が必要である。	都
3	⑥ - 24	公害防止計画の作成などに関する事務	法第17条に基づく法定計画として、現に公害が著しい地域等について公害防止を目的とする地域計画であり、環境大臣の指示により東京地域公害防止計画を策定する。策定に係る庁内関係部署・区市等との調整、環境省との協議、毎年の現況調査等の事務を行う。(環境基本法)	環境基準 計画策定 審議会	環境基準 (騒音)	●						●	—	C E	○公害防止計画は、都内全域を対象とする計画策定の事務であり、広域的な対応が必要である。 ○都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関は、法令に基づく都道府県に必置の機関である。 ○第1号法定受託事務である。 ○なお、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」は、地方分権改革推進委員会の第1次勧告において、都道府県から市への移管が提言されている。	都
4	⑥ - 26	窒素酸化物総量削減計画の策定などに関する事務	自動車NOx・PM法に基づき、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を平成22年度までに全ての測定局で達成することを目標として、ディーゼル車規制など単体対策の推進のほか、TDMや道路ネットワークの整備などの施策の実施により、NOx・PMの総量を削減する計画を策定する。(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)	計画策定 審議会	—	●						●	—	C E	○都内全域を対象とする計画策定の事務であり、広域的な対応が必要である。 ○調査審議協議会は、法に基づく都道府県の必置機関である。	都

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							関連 ※⑤	省略	備考(理由等)	方向 性
						広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段				
5	⑥ - 27	上乗せ基準の設定などに関する事務	大気汚染を防止するため、条例でより厳しい基準を定めることができる。(大気汚染防止法)	条例制定	—	●					●		③ ④	C	○都内全域を対象とする条例の制定の事務であり、広域的な対応が必要である。	都
6	⑥ - 28	上乗せ基準の設定などに関する事務	水質汚濁防止対策を推進するため、上乗せ排水基準の設定及び水質汚濁防止法対象外の項目や施設に対し、条例により規制を行う。(水質汚濁防止法)	条例制定	—	●					●		③ ④	C	○都内全域を対象とした河川、地下水等の水質汚濁防止のための排水基準等の規制に関する事務であり、広域的な対応が必要である。	都
7	⑥ - 30	上乗せ基準の設定などに関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法による規制基準値では良好な環境が維持できない場合、自治体の条例によりダイオキシン類対策特別措置法で定める基準値より厳しい基準値を定める事が出来る。ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象以外についても規制対象とする場合もある。(ダイオキシン類対策特別措置法)	都条例による規制、指導等	—	●					●		③	C	○都内全域を対象としたダイオキシン類拡散防止のための排出基準等の規制に関する事務であり、広域的な対応が必要である。	都
8	⑥ - 38	鳥獣保護事業計画の策定などに関する事務	国の定める基本指針に基づき、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定等を行う。(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	計画策定	—	●					●		⑤	C	○都内全域を対象とする事業計画策定等の事務であり、広域的な対応が必要である。	都
9	⑥ - 42	猟銃製造業者等の許可などに関する事務	武器等製造法に基づき猟銃等の製造、販売事業について、法令に定めた技術基準に適合しているかどうかを審査し、適合している場合は許可を行う。また、猟銃等の保管・取扱が適正に確保されているか等の立入検査・指導を実施している。(武器等製造法)	許可、監督等 連絡調整等	—	●					●		—	C F	○公共の安全性の観点から、都内全域を規制対象としているため、広域的な対応が必要である。 ○国や公安委員会への通報等の他、連絡調整が必要な事務である。	都
10	⑥ - 46	都道府県老人福祉計画の策定などに関する事務	市町村老人福祉計画の達成に資するため、各区市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画の策定等を行う。(老人福祉法)	計画策定	—	●					●		④ ⑤	C	○都内全域を対象とする事業計画策定の事務であり、広域的な対応が必要である。	都
11	⑥ - 48	都道府県医療費適正化計画の策定などに関する事務	国の医療費適正化基本方針に即して、5年ごとに都道府県における医療費適正化を推進するための計画策定、後期高齢者医療審査会の設置、保険医療機関等の指導等を行う。(高齢者の医療の確保に関する法律)	計画策定 審査会	—	●					●		—	C D E	○都内全域を対象とする事業計画策定等の事務であり、広域的な対応が必要である。 ○審査会は、法に基づく都道府県の必置機関である。	都
12	⑥ - 67	都道府県健康増進計画の策定などに関する事務	国が策定する基本方針を勘案し、都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画を策定する。(健康増進法)	計画策定	—	●					●		—	C	○都内全域を対象とする事業計画策定の事務であり、広域的な対応が必要である。	都
13	⑥ - 77	動物愛護管理推進計画の策定などに関する事務	環境大臣の定める基本指針に即して、都道府県の区域内における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定める。(動物愛護及び管理に関する法律)	計画策定	—	●					●		③ ④	C	○都内全域を対象とする事業計画策定の事務であり、広域的な対応が必要である。	都
14	⑥ - 78	医療計画策定などに関する事務	厚生労働大臣の定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定める。また、都道府県審議会を設置する。(医療法)	計画策定 審議会	—	●					●		⑤	C E	○都内全域を対象とする事業計画策定の事務であり、広域的な対応が必要である。 ○審議会は、法に基づく都道府県の必置機関である。	都

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							関連 ※⑤	省略	備 考(理由等)	方向 性
						広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段				
15	⑥ - 112	都道府県職業能力開発計画の策定などに関する事務	職業の安定と労働者の地位の向上を図るため職業能力開発計画の策定等に関する事務を行う。(職業能力開発促進法)	計画策定	—	●					●		—	C	○都内全域を対象とする職業能力の開発に関する基本計画策定等の事務であり、広域的な対応が必要である。	都
16	⑥ - 113	都道府県卸売市場整備計画の策定などに関する事務	農林水産大臣の定める「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」に即して都道府県卸売市場整備計画を定め、卸売市場の整備を計画的に実施することに関する事務 都道府県卸売市場審議会に関する事務 (卸売市場法)	計画策定 審議会	—	●					●		④	C E	○都内全域を対象とする都道府県卸売市場整備基本方針等策定の事務であり、広域的な対応が必要である。 ○都道府県卸売市場審議会は、法令に基づき都道府県が設置できる機関である。	都
17	⑥ - 123	地域生涯学習振興基本構想の作成などに関する事務	都道府県内における地域生涯学習振興基本構想の作成、生涯学習審議会の設置に関する事務を行う。(生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律)	計画策定	—	●					●		—	C	○都内全域を対象とする基本構想の策定等の事務であり、広域的な対応が必要である。	都
18	⑥ - 136	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定などに関する事務	国の基本方針に基づき、都道府県の配偶者暴力防止等の基本計画の策定を行う。(配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律)	計画策定	—	●					●		—	C	○都内全域を対象とする基本計画の策定等の事務であり、広域的な対応が必要である。	都
19	⑥ - 141	都道府県地域防災計画の作成などに関する事務	総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るため都道府県地域防災計画の作成等に関する事務を行う。(災害対策基本法)	計画策定	—	●					●			C	○都内全域を対象とする防災計画の策定等の事務であり、広域的な対応が必要である。	都
20	⑥ - 142	災害救助の実施などに関する事務	災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図るため災害救助の実施等に関する事務を行う。(災害救助法)	災害救助	—	●					●		—	C	○大規模災害時における都道府県として行う被災者の救出等に関する事務であり、救助に当たっては、都道府県知事への協力指示権限をもつ厚生労働省と連携する必要があるため、広域的な対応が必要である。 ○第1号法定受託事務である。	都
21	⑥ - 143	自衛隊派遣要請などに関する事務	大規模災害が発生した場合の迅速な救援を行うため自衛隊派遣要請等に関する事務を行う。(自衛隊法)	救助要請	—	●					●		—	C	○治安維持や災害時の人命・財産保護のために都道府県として行う自衛隊派遣要請等に関する事務であるため、広域的な対応が必要である。 ○自衛隊派遣の要請に当たっては、防衛省や都公安委員会と連携する必要があるため、一元的な対応が必要である。 ○第1号法定受託事務である。	都
D 都の関与に関する事務																30項目
1	⑥ - 1	市街化区域と市街化調整区域の設定などに関する事務	市街化区域・市街化調整区域に係る都市計画決定に先立ち、法令・基準・上位計画等との整合の確認、区市町村指導を行いながら都市計画案を作成し、国交省及び関係各省庁への協議、都市計画審議会への付議等、都道府県の都市計画決定に関する事務を行う。 ①都道府県が定める都市計画(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画等)、都道府県都市計画審議会、開発審議会の設置 ②都市計画事業認可等 (都市計画法)	計画策定 審議会 許可、 監督等	都市計画 決定権者 都市計画 権限の移 譲	●					●		① ④ ⑤	D C E	○区の実施する都市計画事業に対する都道府県としての認可が定められている事務であり、都区間の協議での権限移譲には馴染まない。 ○都市整備方針等策定については、都内全域を対象とする方針であり、広域的な対応が必要である。 ○都道府県都市計画審議会は、法令に基づく都道府県に設置の機関であり、開発審査会は、都道府県及び指定都市等に設置の機関である。 ○なお、地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市の都市計画事業についての都道府県の認可を不要とする旨提言されている。	都

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							関 連 ※ ⑤	省略	備 考(理由等)	方 向 性
						広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段				
2	⑥ - 9	区市町村施行の市街地再開発事業の認可などに関する事務	①事業計画(設計の概要)の認可及び国土交通大臣、関係区市町村長へ関係図書の送付 ②権利変換計画及び管理処分計画の認可 ③特定建築者の決定の承認 ④区市町村施行者に対する報告、勧告等 ⑤区市町村施行者に対する是正の要求 ⑥管理規約(建物の区分所有等に関する法律の特例)の同意(都市再開発法)	許可、監督等	—							●	④ ⑤	D C	○区市町村施行の市街地再開発事業に対する都道府県としての認可が定められている事務であり、都区間の協議での権限移譲には馴染まない。 ○都市再開発方針については、都内全域を対象とする都市計画方針であり、広域的な対応が必要である。	都
3	⑥ - 13	二級建築士・木造建築士の試験などに関する事務	建築士法では、一級建築士、二級建築士及び木造建築士の制度を定めている。都は、建築士法に基づき、二級建築士及び木造建築士の試験、建築士及び建築士事務所の登録等の事務を行っている。また、建築士及び建築士事務所の業務の適正化を確保するため、建築士法に基づき指導監督等に関する事務を行っている。(建築士法)	試験 許可、 監督等 審議会	—		●					●	—	D E	○国家資格に関する試験及び免許交付等の事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○法改正により、建築士制度の厳格化が図られており、広域的行政の関与が必要である。 ○建築士審査会は、法に基づく都道府県に必置機関である。 ○第1号法定受託事務である。	都
4	⑥ - 14	市町村に対する準景観地区の指定の同意などに関する事務	市町村が準景観地区を指定する際、都道府県知事に協議し同意を得る必要がある。(景観法)	同意	—							●	④	D	○区の実施する事務に対する都の関与が定められている事務であり、都区間の協議での権限移譲には馴染まない。	都
5	⑥ - 18	事業主体に対する指導監督などに関する事務	都は、区市町村が、公営住宅整備事業などの基幹事業に対する取組を進めると同時に、地域の実情に応じた様々な住宅施策を実施することができるよう、区市町村の取組を支援(地域住宅計画の共同作成、国費・都費に関する事務等)する。(公営住宅法)	指導監査	—	●						●	—	D F	○都道府県が公営住宅整備を行う区市町村への補助を行うことに伴う事務である。 ○経由事務は、第1号法定受託事務である。	都
6	⑥ - 19	宅地建物取引主任者の試験などに関する事務	宅地建物取引主任者資格試験に関する事務は、宅地建物取引業法第16条の2の規定に基づき、指定試験機関である(財)不動産適正取引推進機構に委任している。 ①宅地建物取引業者の免許の交付、取消、変更、監督等 ②宅地建物取引主任者の試験、宅地建物取引業審議会(宅地建物取引業法)	許可、監督等 試験、審議会	—	●						●	—	D E	○国家資格に関する試験及び免許交付等の事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○宅地建物取引業審議会は、法令に基づき都道府県が設置できる機関である。 (参考)宅建協会会員は、特別区内に13,035。	都
7	⑥ - 23	土地開発公社の定款の認可などに関する事務	市町村が設立する土地開発公社に係る認可などの事務を行う。(公有地の拡大の推進に関する法律)	認可	—							●	④	D	○区の実施する事務に対する都の関与が定められている事務であり、都区間の協議での権限移譲には馴染まない。	都
8	⑥ - 39	製造保安責任者試験等の実施などに関する事務	製造保安責任者試験、販売主任者試験の実施に関する事務を行う。(高圧ガス保安法)	試験実施	—	●	●					●	⑤	D	○国家資格に関する試験及び免許交付等の事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○都では高圧ガス保安協会に試験事務を委託している。	都
9	⑥ - 40	液化石油ガス設備士試験の実施などに関する事務	液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務を行う。(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	試験実施	—	●	●					●	⑤	D	○国家資格に関する試験及び免許交付等の事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○都では高圧ガス保安協会に試験事務を委託している。	都

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							関連 ※⑤	省略	備考(理由等)	方向 性
						広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段				
10	⑥ - 41	火薬類取扱保安責任者に 係る試験などに関する事務	丙種火薬類製造責任者試験、火薬類取扱保安責任 者試験の実施に関する事務を行う。(火薬類取締法)	試験実施	—	●	●				●		⑤	D	○国家資格に関する試験及び免許交付等の事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○都では全国火薬類保安協会に試験事務を委託している。	都
11	⑥ - 43	電気工事士免状の交付な どに関する事務	電気工事士法第4条に基づく、第一種電気工事士免 状及び第二種電気工事士免状の交付を行う。また、免 状の紛失等に伴う免状の再交付、氏名変更に伴う免 状の書換え事務を行う。(電気工事士法)	免状の交 付等 試験への 意見	—	●	●				●		—	D	○国家資格に関する試験及び免許交付等の事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○国への試験に対する意見の申出は、実務を担当する自治体が行うことが適当である。	都
12	⑥ - 49	市町村が設置する障害者 支援施設に対する監督な どに関する事務	適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とし て、特別区が設置した障害者支援施設の長に対して、 都道府県知事が報告の徴収や立入検査、事業の停止 や廃止を命ずること。(障害者自立支援法)	立入検査 等	—	●					●		④	D	○市町村に対する監督等について、都の関与が定められて いる事務であり、都区間の協議での権限移譲には馴染 まない。	都
13	⑥ - 53	保育士試験の実施などに 関する事務	保育士試験を実施し、保育士証の交付及び保育士登 録簿の整備などを行う。(児童福祉法)	試験 免許交付	—	●	●				●		④	D	○国家資格に関する試験及び免許交付等の事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○試験については「社団法人全国保育士養成協議会」 に、登録事務は「登録事務処理センター」に全都道府県 が委託している。	都
14	⑥ - 60	市町村が行う同法の施行 に関する事務についての 監査などに関する事務	市町村が行う生活保護事務について検査、指示及び 助言を行い、より適正かつ効率的に運営できるよう指 導援助する。(生活保護法)	監査	—						●		④	D	○区の実施する事務に対する都の関与が定められている 事務であり、都区間の協議での権限移譲には馴染ま ない。	都
15	⑥ - 61	国民健康保険の保険者に 対する指導などに関する 事務	保険者が行う国保事業が健全に運営されるよう、報告 の徴収及び実地検査、必要な指導等を行う。また、国 保組合・国保連の設立認可、保険医療機関等の指 導、国保審査会の設置等を行う。(国民健康保険法)	指導 審査会	—						●		—	D E	○区の実施する事務に対する都の関与が定められている 事務であり、都区間の協議での権限移譲には馴染ま ない。 ○審査会は、法に基づく都道府県の必置機関である。	都
16	⑥ - 68	栄養士の免許交付などに 関する事務	厚生労働大臣の指定した養成施設(都内は31施設)に おいて栄養士として必要な知識及び技能を修得した 者に対して免許を交付し、栄養士名簿の整備などを行 う。(栄養士法)	免許交付	—	●	●				●		—	D	○国家資格に関する免許交付等の事務であり、法により 資格能力の確認権者として都道府県知事を指定してい ることから、権限移譲に馴染まない。	都
17	⑥ - 69	予防接種の実施の指示な どに関する事務	市町村長は保健所長(特別区の場合は都知事)の指 示を受けて、定期予防接種(ジフテリア、百日せき、ボ リオ、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、インフ ルエンザ)を行う。(予防接種法)	予防接種 指示	—	●					●		—	D	○区の実施する事務に対する都の関与が定められている 事務であり、都区間の協議での権限移譲には馴染ま ない。	都
18	⑥ - 74	調理師試験の実施などに 関する事務	調理師試験、免許の交付、従事者届の受理等を実 施。(調理師法)	試験 免許交付	—	●	●				●		—	D	○国家資格に関する試験及び免許交付等の事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○試験は社団法人調理技術技能センターが都から委任 を受けて実施。 ○免許交付に関する経由事務は事務処理特例で区に移 譲済。	都

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							関連 ※⑤	省略	備 考(理由等)	方向 性
						広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段				
19	⑥ - 75	製菓衛生師試験の実施などに関する事務	製菓衛生師試験、免許の交付に関する事務等を実施。(製菓衛生師法)	試験 免許交付	—	●	●				●		—	D	○国家資格に関する試験及び免許交付等の事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○免許交付に関する経由事務は事務処理特例で区に移譲済。	都
20	⑥ - 79	准看護師試験の実施などに関する事務	准看護師試験の実施し、免許の交付及び准看護師籍の整備を行う。(保健師助産師看護師法)	試験 免許交付	—	●	●				●		—	D	○国家資格に関する試験及び免許交付等の事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○試験については、1都9県で連絡協議会を設置し、試験日及び合格基準の統一、試験問題の共同作成を行っている。	都
21	⑥ - 81	歯科技工士届出の受理などに関する事務	厚生労働大臣が行う試験を第1号法定受託事務として実施する。免許の申請等の経由及び歯科技工士学校養成所が行う申請等の経由事務などを行う。(歯科技工士法) ※歯科技工士届出の受理については、事務処理特例により区が実施している。	試験 経由事務	—	●	●				●		⑤	D F	○国家資格に関する試験の事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○国へ経由事務であり、法令の趣旨から移譲に馴染まない。(第1号法定受託事務)	都
22	⑥ - 84	毒物又は劇物の販売業の登録などに関する事務	毒物劇物取扱者試験を実施。(毒物及び劇物取締法) ※販売業の登録事務は、法令で保健所設置市の事務に規定されており、特別区の事務である。	試験	—	●	●				●		⑤	D	○法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○19年度実績(都全体)受験者数954人、合格者469人	都
23	⑥ - 85	麻薬卸売業者などの免許交付などに関する事務	麻薬卸売業者等の免許を与え、監督及び麻薬中毒者に対する措置を行う。また、向精神薬卸売業者等の免許を与え、向精神薬試験研究施設設置者の登録を行う。(麻薬及び向精神薬取締法) ※薬局開設者に限り、免許交付等は事務処理特例により特別区が実施している。	免許交付 監督	—	●					●		—	D B	○薬事法に基づく販売業等の許可を受けている者に対する免許交付等の事務であり、卸売販売業等の許可は都知事が行っている。 ○都職員のうちから任命される麻薬取締員の関与を必要とする事務である。 ○監督及び中毒者への措置は、第1号法定受託事務である。	都
24	⑥ - 86	大麻取扱者の免許交付などに関する事務	大麻取扱者(大麻栽培者及び大麻研究者)に免許を与え、必要な監督等を実施する。(大麻取締法)	免許交付 監督	—	●					●		—	D B	○広域的な被害のまん延を防止するための事務であり、全国的に統一した対応が必要である。 ○都職員のうちから任命される麻薬取締員の関与を必要とする事務である。 ○立入検査等の監督に関する事務は、第1号法定受託事務である。	都
25	⑥ - 87	覚せい剤施用機関の指定などに関する事務	覚せい剤施用機関(診療上覚せい剤の施用を必要とする病院又は診療所)及び覚せい剤研究者等を指定し、必要な監督等を実施する。(覚せい剤取締法)	指定・ 監督	—	●					●		—	D B	○麻薬取締員等から知事が指定する覚せい剤監視員の関与が必要な事務である。 ○立入検査等の監督に関する事務は、第1号法定受託事務である。	都
26	⑥ - 88	(結核予防のための)定期健康診断等の実施の指示などに関する事務	市町村長は保健所長(特別区の場合は都知事)の指示を受けて、定期的健康診断を行う。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	指示	—	●					●		① ④ ⑤	D	○区の実施する事務に対する都の関与が定められている事務であり、都区間の協議での権限移譲には馴染まない。	都

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							関連 ※⑤	省略	備考(理由等)	方向 性
						広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段				
27	⑥ - 110	職業転換給付金の支給などに関する事務	労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上を図るため、職業転換給付金の支給等に関する事務を行う。(雇用対策法)	給付金支給	—	●					●		—	D C F	○国、都道府県からの職業転換給付金の支給を受けた者に対する報告請求の事務であり、都区間の協議での権限移譲には馴染まない。 ○都道府県は訓練手当や職場適応訓練費といった職業転換給付金等を支給できるが、職業転換給付金の支給が円滑かつ効率的に行われるよう国の機関である東京労働局やハローワーク等の関係機関との協力が不可欠であるため、広域的な対応が必要である。 ○給付金に要した費用の一部を国が負担するため、国への請求手続きは、国への経由事務である。	都
28	⑥ - 118	学校給食の開設等の届出受理などに関する事務	市町村立小中学校等の学校給食の開設、廃止等の届出を受理する。(学校給食法施行令)	届出受理	—	●					●		—	D	○区の実施する事務に対する都の関与が定められている事務であり、都区間の協議での権限移譲には馴染まない。	都
29	⑥ - 121	学校法人からの報告徴収などに関する事務	私立学校振興助成法の規定により助成を受ける学校法人に対して、会計の状況の検査、是正命令等を行う。(私立学校振興助成法)	検査、命令等	—	●							—	D	○国、都道府県の補助を受ける学校法人に対する検査等の事務であり、都区間の協議での権限移譲には馴染まない。 ○第1号法定受託事務である。	都
30	⑥ - 138	行政書士試験の実施などに関する事務	行政書士の業務の適正を図るため行政書士試験の実施等に関する事務を行う。(行政書士法)	試験	—	●	●				●		—	D	○国家資格に関する試験の事務であり、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲に馴染まない。 ○都では行政書士試験研究センターに試験事務を委託している。	都

E 都の必置機関の開設や運営に関する事務

9項目

1	⑥ - 25	公害審査会の設置などに関する事務	公害審査会は、民事上の公害紛争を裁判外で迅速かつ適正に解決することを目的として都道府県に設置されている(知事の附属機関)。(公害紛争処理法)	審議会	—						●		—	E	○公害審査会は、法令に基づき都道府県が設置できる機関である。	都
2	⑥ - 36	都道府県自然環境保全審議会の設置などに関する事務	自然保護条例及び自然環境関連法令に基づく案件を審議する本審議会及び各部会(計画、規制、鳥獣、温泉部会)の開催(本審議会年3回程度、部会年15回程度)及び運営管理、委員の選任及び解任、委員報酬等の支払い等を行う。(自然環境保全法)	審議会	—						●		—	E	○都道府県における自然環境の保全に関する審議会等は、法令に基づく都道府県に必置の機関である。	都
3	⑥ - 47	介護保険審査会の設置などに関する事務	介護保険審査会の設置及び介護支援専門員の登録・試験・研修に関する事務、都道府県介護保険事業支援計画の策定等を行う。(介護保険法)	審査会 試験・研修 登録事務 計画策定	—	●	●				●		⑤	E C D	○審査会は、法に基づく都道府県の必置機関である。 ○介護支援専門員の試験及び研修は、東京都高齢者研究・福祉振興財団などが指定を受けて実施。登録事務の一部についても委託している。 ○介護保険事業支援計画は、都内全域を対象とする事業計画策定等の事務であり、広域的な対応が必要である。	都
4	⑥ - 52	精神科病院の設置などに関する事務	・精神科病院を設置すること。都では都立松沢病院を設置している。 ・市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行うこと。(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	施設設置 連絡調整 等	—						●		④	E	○精神科病院は、法に基づく都道府県の必置施設である。	都

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							関連 ※⑤	省略	備考(理由等)	方向 性
						広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段				
5	⑥ - 54	婦人相談所の設置などに関する事務	「東京都女性相談センター」を設置し、婦人相談員による相談業務及び一時保護などを行う。(売春防止法)	施設設置等	—	●					●		—	E B	○婦人相談所は、法に基づく都道府県の必置施設である。 ○一時保護など市部も含めた広域的な調整が必要である。	都
6	⑥ - 114	教育委員会の設置に関する事務	都道府県は教育委員会を設置する。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	委員会設置	—						●		④	E	○都道府県教育委員会は法に基づく必置機関である。	都
7	⑥ - 120	私立学校審議会の設置などに関する事務	都道府県知事が所轄する私立学校に関する設置、廃止等を行う場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴かなければならない。(私立学校法)	審議会	—						●		—	E	○私立学校審議会は、法に基づく都道府県の必置機関である。	都
8	⑥ - 139	警察事務などに関する事務	都民の生活安全・治安等の維持(警察法)	治安等維持	—						●		—	E	○警察事務は警視庁の事務であり、警視庁は法律による必置の機関である。 ○なお、警察事務のうち、青少年・治安対策本部等で行っている青少年対策や治安対策の事務などは、任意共管事務の検討とあわせて行う。	都
9	⑥ - 140	公安委員会の設置に関する事務	都道府県知事の所轄の下に公安委員会を設置する。(警察法)	委員会設置	—						●		—	E	○都道府県公安委員会は法律による必置の機関である。	都

F 国への経由事務

7項目

1	⑥ - 56	児童手当に要する費用の負担などに関する事務	児童を養育する者に対し区が支給する児童手当の費用について、区からの申請に基づき国の法定負担分の交付申請などを行う。(児童手当法)	経由事務	—						●		—	F	○国への経由事務であり、法令の趣旨から移譲に馴染まない。	都
2	⑥ - 57	児童扶養手当に要する費用の負担などに関する事務	父と生計を同じくしていない児童に対し区が支給する児童扶養手当の費用について、区からの申請に基づき国の法定負担分の交付申請などを行う。(児童扶養手当法)	経由事務	—						●		—	F	○国への経由事務であり、法令の趣旨から移譲に馴染まない。	都
3	⑥ - 64	恩給調査進達などに関する事務	旧軍人・軍属等及びこれらの遺族に関する各種恩給請求の受付、履歴調査並びに進達事務。(恩給法)	受理・進達	—						●		—	F	○国への経由事務であり、法令の趣旨から移譲に馴染まない。 ○第1号法定受託事務である。	都
4	⑥ - 65	遺族年金等調査進達などに関する事務	戦傷病者や戦没者の遺族に対する各種年金や一時金の請求書等の受理、調査、進達事務。(戦傷病者戦没者遺族等援護法)	受理・進達	—						●		—	F	○国への経由事務であり、法令の趣旨から移譲に馴染まない。 ○第1号法定受託事務である。	都
5	⑥ - 80	歯科衛生士届出の受理などに関する事務	歯科衛生士学校養成所が行う主務大臣への申請等の経由事務などを行う。(歯科衛生士法) ※歯科衛生士届出の受理については、事務処理特例により区が実施している。	経由事務	—						●		—	F	○国へ経由事務であり、法令の趣旨から移譲に馴染まない。 ○第1号法定受託事務である。	都
6	⑥ - 83	薬剤師届出の受理などに関する事務	薬剤師が隔年で厚生労働省大臣に対して行う、業務従事者届の経由を行う。(薬剤師法) なお、区は都への経由事務を事務処理特例により実施している。	経由事務	—						●		—	F	○国への経由事務であり、法令の趣旨から移譲に馴染まない。 ○第1号法定受託事務である。	都

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							関連 ※⑤	省略	備考(理由等)	方向 性
						広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段				
7	⑥ - 145	統計調査員の設置などに関する事務	統計制度の改善発達を図るため統計調査員の設置等に関する事務を行う。(統計法)	統計調査	—	●					●		—		F D C	都
G 既に検討した事務の結果に連動して整理される事務																10項目
1	⑥ - 2	一級河川(指定区間)、二級河川の管理などに関する事務	都道府県知事は、一級河川以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係のあるものについて、関係区市町村の意見を聞き、二級河川の指定等を行う。(河川法)	河川の指定等	—	●							④ ⑤	G	○「④-84一級河川の管理などに関する事務」は、都区の役割分担で対応することで一致しており、具体的な分担範囲は具体化に向けた検討の中で整理していくこととなるが、二級河川の指定そのものは、それぞれの区の区域を越えた広域的な判断が必要となる。 ○第1号法定受託事務である。	都
2	⑥ - 29	温泉の掘削、動力装置の許可などに関する事務	温泉をゆう出させる目的で行う土地を掘削、増掘又は動力の装置に係る許可、立入検査等を行う。(温泉法)	掘削の許可等	—			●					⑤	G	○「都に残す方向で検討する事務」として整理した「⑤-54掘削工事場所等への立入検査などに関する事務」に連動する事務である。	都
3	⑥ - 35	浄化槽検査機関の指定などに関する事務	浄化槽工事業者の登録及び水質検査を行う検査機関の指定等を行う。(浄化槽法)	事業者登録等	—	●							⑤	G	○「都に残す方向で検討する事務」として整理した「⑤-70浄化槽工事業者に対する指示に関する事務」に連動する事務である。	都
4	⑥ - 100	普及指導センターの設置などに関する事務	地域の特性に即した農業の振興を図るため普及指導センターの設置等に関する事務を行う。(農業改良助長法)	任意設置等	—	●	●						⑤	G A B	○関連する「⑤-40導入計画の認定などに関する事務」について、「技術的要素が大きいため専門性が高く、都の農業改良普及センターの専門知識と経験を活用することが必要であり、区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。このため、都が多摩地域を含め一元的、広域的に処理することが適当であり、都に残す方向で検討する事務」と評価した。 ○特別区の区域では中央農業改良普及センター(小平市)の分室としての東部(江戸川)・西部(杉並)分室が10区を管轄している。	都
5	⑥ - 103	組合の信用事業規程の承認などに関する事務	農業者の経済的社会的地位の向上を図るため農業協同組合等が行う信用事業規程の承認等に関する事務を行う。(農業協同組合法)	承認等	—	●							⑤	G	○「⑤-24宅地等供給事業の承認などに関する事務」の検討の際に、農業協同組合に関連する事務については、「特別区の区域における既存の協同組合の地区がいずれも複数区に跨っていることから、都に残す方向で検討する事務」と評価した。	都

検討対象事務名			事業内容 (根拠法令)	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							関 連 ※ ⑤	省 略	備 考(理由等)	方 向 性
						広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段				
6	⑥ - 105	家畜保健衛生所の設置などに関する事務	地方における家畜衛生の向上を図るため家畜保健衛生所の設置等に関する事務を行う。(家畜保健衛生所法)	任意設置等	—	●	●						⑤	G A B	○関連する「⑤-34畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務」について、「専門的な対応が求められる事務であるが、該当する都内の畜産農家は、多摩地区と島しょ地区が中心で、特別区内は1軒のみであり、区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。このため、都が多摩地域を含め一元的、広域的に処理することが適当であり、都に残す方向で検討する事務」と評価した。 ○特別区の区域には家畜保健衛生所はなく、都内で1所ある家畜保健衛生所(立川市)が特別区の区域を含む都内全域を管轄している。	都
7	⑥ - 116	県費負担教職員の定数の設定などに関する事務	教職員定数は、都道府県の条例で定める。市町村別・種類ごとの定数は都教委が定める。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	条例制定 職員定数	中核市	●					●		④	G	○関連する「④-21県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」を、「区へ移管する方向で検討する事務」として整理した。	区
8	⑥ - 117	県費負担教職員の給与の負担などに関する事務	市町村立学校職員の給与等は都道府県の負担とする。(市町村立学校職員給与負担法)	給与負担	中核市						●	●	④	G	○関連する「④-21県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」を、「区へ移管する方向で検討する事務」として整理した。	区
9	⑥ - 130	不適正表示の申出の受理などに関する事務	主たる事務所及び店舗が複数区にある販売業者について、家庭用品の適正表示のための指示、公表等を行う。(家庭用品品質表示法)	指示、 公表	区域内の 販売業者	●							⑤	G	○「⑤-49指示に従わない販売業者の公表などに関する事務」で、主たる事務所及び店舗が区内のみにある販売業者について検討した際に、「主たる事務所等の所在に応じて分担することが適当と考えられる。」と評価した。今回は、主たる事務所等が複数区に所在する場合である。	都
10	⑥ - 134	特定非営利活動法人の認証などに関する事務(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものに限る。)	特定非営利活動法人に関する設立等の認証申請書の受理・認証、届出書類等の受理及び法人指導・監督などの事務を行う。(特定非営利活動促進法)	法人設立 の認証等	—	●							⑤	G	○「⑤-52特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務」で、事務所が区内のみにある特定非営利法人について検討した際に、「事務所の所在に応じて分担することが適当であると考えられる。」と評価した。今回は、事務所が複数区に所在する場合である。	都

3. 未検討の事務

検討対象事務名			事業内容(根拠法令)	事務の性質	第1次勧告	関① 連⑤ ※⑤
検討を要する事務			34項目		6	
1	⑥ - 11	建築審査会の設置などに関する事務	建築基準法に規定する各種許可の前提としての同意及び建築基準法第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決等を行う附属機関である建築審査会の事務局として、毎月の審査会開催に関する事務、審査請求に係る事務等を行っている。(建築基準法)	判定、指導等許可、監督等審議会	特定行政庁の同意の廃止	②
2	⑥ - 12	建設業の許可等などに関する事務	建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負うことを業とする場合を除き、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受ける必要がある。都は、建設業法に基づき建設業(28業種)の東京都知事許可及び建設業者の指導監督等に関する事務を行っている。(建設業法)	許可、監督等	—	—
3	⑥ - 16	土砂災害警戒区域の指定などに関する事務	基礎調査の実施、警戒区域の指定等の事務を行う。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	区域指定 開発許可	—	—
4	⑥ - 17	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務	高齢者の居住の安定の確保を図るため高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等に関する事務を行う。(高齢者の居住の安定確保に関する法律)	登録、監督等	—	④
5	⑥ - 20	不動産鑑定業者の登録などに関する事務	不動産鑑定業を営む者は、専任の不動産鑑定士を置き、国土交通大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない。大臣登録は二つ以上の都道府県に事務所を設置してその事業を営もうとする場合であり、知事登録は一つの都道府県に事務所を設置する場合である。 都では、東京都知事の登録に関する業務及び都内に主たる事務所を置く大臣登録業者に関する経由事務を行っている。(不動産の鑑定評価に関する法律)	試験経由事務 許可、監督等	—	—
6	⑥ - 21	不動産特定共同事業の許可等などに関する事務	不動産特定共同事業者は、金融庁長官・国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。大臣許可は二つ以上の都道府県に事務所を設置してその事業を営もうとする場合であり、知事許可は一つの都道府県に事務所を設置する場合である。 都では、東京都知事の許可に関する事務及び都内に主たる事務所を置く大臣許可の業者に関する経由事務を行っている。(不動産特定共同事業法)	許可、監督等	—	—
7	⑥ - 31	廃棄物再生事業者の登録などに関する事務	廃棄物の再生を業として営んでいる事業者のうち、施設や経営状況等一定の基準を満たしている場合に、廃棄物再生事業者の登録等を行う。(廃棄物の処理及び清掃に関する事務)	事業者の登録	—	④
8	⑥ - 32	解体工事業者の登録などに関する事務	分別解体等の実施に関する指針の策定、解体工事業者の登録などに関する事務を行う。(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	指針策定 登録	—	③ ④
9	⑥ - 33	引取業者の登録などに関する事務	引取業者及びフロン類回収業者の登録 解体業及び破砕業の許可 上記の事業者に対する立入検査の実施等による指導監督(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	許可、監督等	—	—
10	⑥ - 34	第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務	フロン類の回収業者等の登録、フロン類の破壊業者の許可 上記の事業者に対する立入検査の実施等による指導監督(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)	許可、監督等	—	—

検討対象事務名			事業内容(根拠法令)	事務の性質	第1次勧告	関① 連② ※⑤
11	⑥ - 44	電気工事業者の登録などに関する事務	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、一般用(一般家庭、商店等)及び自家用(ビル、工場等)の電気工作物の保安を確保するため、電気工事業を営む者の登録、各種届出書の受理及び電気工事業者の業務の規制指導を行う。(電気工事業の業務の適正化に関する法律)	登録、監督等	—	—
12	⑥ - 58	受給資格及び手当の額の認定などに関する事務	特別児童扶養手当の受給資格及び手当の額について、手帳又は医師の診断書に基づき障害の程度を認定する。なお、認定事務は東京都心身障害者福祉センターで行っており、申請者から提出された診断書に基づき、東京都の医師が審査し認定している。(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	障害認定	—	④
13	⑥ - 59	教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務	幼稚園又は保育所等の設置者(都道府県を除く)に対する認定子ども園の認定及び国基準を参酌した都道府県基準の条例により制定する。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【実績など】認定数 19施設(都内) 窓口事務は事務処理特例で実施	条例制定 認定	制度の改善	一部 ④
14	⑥ - 70	クリーニング師免許試験の実施などに関する事務	クリーニング師免許試験、免許の交付に関する事務、クリーニング業務が適正に行われるよう、法に基づく衛生上の措置基準等を定める条例として、クリーニング業法施行条例を制定すること。(クリーニング業法)	試験 免許交付 条例制定	保健所設置市	—
15	⑥ - 71	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務	理容業務が適正に行われるよう、法に基づく衛生上の措置基準等を定める条例として、理容師法施行条例を制定すること。(理容師法)	条例制定	保健所設置市	—
16	⑥ - 72	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務	美容業務が適正に行われるよう、法に基づく衛生上の措置基準等を定める条例として、美容師法施行条例を制定すること。(美容師法)	条例制定	保健所設置市	—
17	⑥ - 82	地方薬事審議会の設置などに関する事務	都条例による「東京都薬事審議会」の設置、一般用医薬品の販売等に従事する登録販売者試験の実施及び販売従事登録を行う。(薬事法)	試験 登録事務 審議会(任意)	—	⑤
18	⑥ - 89	組織変更の届出の受理などに関する事務	商工組合の組織変更の届出等 協業組合から事業協同組合への組織変更の届出等 (中小企業団体の組織に関する法律)	組織変更の 届出等 審議会	—	⑤
19	⑥ - 95	貸金業の登録などに関する事務	資金需要者等の利益の保護を図るため貸金業の登録や登録業者の指導、立入検査等に関する事務を行う。(貸金業法)	登録、監督等	—	—
20	⑥ - 96	旅行業の登録などに関する事務	旅行の安全の確保を図るため旅行業又は旅行業者代理店の登録等に関する事務を行う。(旅行業法)	登録、監督等	—	—
21	⑥ - 97	通訳案内士の登録などに関する事務	外国人観光客に対する接遇の向上を図るため通訳案内士の登録等に関する事務を行う。(通訳案内士法)	登録、処分等	—	—
22	⑥ - 98	国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務	外客に対する接遇の充実を図るため、国際観光ホテルに対し立入検査等に関する事務を行う。(国際観光ホテル整備法)	立入検査等	—	—

検討対象事務名			事業内容(根拠法令)	事務の性質	第1次勧告	関① 連② ※⑤
23	⑥ - 111	障害者雇用支援センターの指定などに関する事務	障害者の職業の安定を図るため障害者雇用支援センター及び障害者就業・生活支援センターの指定及び監督等に関する事務を行う。(障害者の雇用の促進等に関する法律)	指定、監督等	—	—
24	⑥ - 115	学校の設置の届出受理などに関する事務	市町村の設置する幼稚園、小中学校等は都教委が、私立の幼稚園等は都知事が認可する。(学校教育法)	認可	市町村立幼稚園等の認可廃止(届出制)	—
25	⑥ - 125	重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務	文化財保護法に基づく、重要文化財の保存管理又は修理について指揮監督等を行う。(文化財保護法)	指揮監督	—	④ ⑤
26	⑥ - 126	銃砲刀剣類の登録などに関する事務	都道府県教育委員会は、美術品としての刀剣類等の登録などの事務を行う。(銃砲刀剣類所持等取締法)	登録	—	—
27	⑥ - 127	割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務	営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある場合に、割賦販売業者等に対する立入検査等を行う。(割賦販売法)	立入検査等	—	—
28	⑥ - 128	訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務	不適正な取引を行なっている疑いのある事業者を調査し、必要に応じて事業者指導、行政処分等を行い、不適正取引による消費者被害の未然・拡大防止を図る。(特定商取引に関する法律)	指示、命令等	—	—
29	⑥ - 129	消費生活協同組合の設立認可などに関する事務	組合設立の認可、検査等を行うほか、東京都生活協同組合連合会と連携を図りながら、管理運営に関する助言指導、管理運営状況等調査等を行う。(消費生活協同組合法)	組合の設立認可等	—	—
30	⑥ - 131	公正取引委員会への措置要求などに関する事務	不当な景品類・表示による顧客の誘引を防止するため、事業者に対する指示、立入検査等を行う。また、違反行為の内容や指示に従わない場合には、公正取引員会に対し、措置請求を行う。(不当景品類及び不当表示防止法)	立入検査措置請求等	—	—
31	⑥ - 132	宗教法人の認証などに関する事務	宗教法人の設立規則の認証、規則変更、合併・解散の認証、裁判所に対する解散命令の請求、事務所備付書類の写し受理、督促などを行う。(宗教法人法)	法人設立の認証等	—	—
32	⑥ - 133	公益法人の設立許可などに関する事務	公益法人(社団法人及び財団法人)の設立許可、管理運営に係る指導監督、立入検査等を行う。平成20年12月1日から新たな公益法人制度が施行される。(民法)	法人設立の許可等	—	—
33	⑥ - 135	旅券の作成などに関する事務	国の発給の指示による一般旅券の作成、及び記載事項の訂正、査証欄の増補等の事務を行う。(旅券法)	旅券の作成	—	⑤
34	⑥ - 137	計量器の検定などに関する事務	適正な計量を実施するため、政令で定める特定計量器について、基準に適合しているか検査等を行う。(計量法)	検定等	—	③ ⑤